



国際倒産(2)－韓国における回生手続の特徴と日本法の比較－

執筆者: 柴原 多、加藤 貴裕

1. 始めに

隣国の韓国では、①2016年8月31日に、同国最大手の海運会社韓進海運が回生手続開始の申立を行ったことは、我々の記憶に新しいところである(詳細については黄仁庸「韓進海運倒産事件の概要と意義」国際商事法務 Vol44, No12 参照のこと)。

また(中長期的にはさておき)②短期的には海運・造船事業の動向、政治混乱の影響等を踏まえて、韓国経済の先行きに対する不透明感は強まっているとの指摘も存在する(例えば向山英彦「不透明感が増す韓国経済をどうみるか」Research Focus(日本総研)し、③現に大手企業幹部の逮捕等も報道され、④遂には裁判所において大統領の弾劾を認める判断(その後は逮捕)がなされるに到っている。

そこで以下では、韓国における回生手続の特徴について、日本における民事再生手続・会社更生手続と比較の上、簡単にその紹介を行う。

2. 回生手続の特徴

韓国においては2006年4月から「債務者の回生及び破産に関する法律」(以下端に「法」という)が施行されており、同法律の中に回生手続が規定されている。

この回生手続は、日本の民事再生手続と似ている面もあるが、幾つかの点で違いが存在する。その全てを本記事では紹介しきれないので、以下では重要な3つの点について紹介を行うこととする。

一つ目の特徴は、原則として管理人選任手続が規定されている(法74条)ことである。

もっとも74条は非常に複雑な規定であり、1項で管理人の選任を原則とするも、2項で一定の場合を除き債務者の関係者等を

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

管理人として選任するものとし、3 項で中小企業の場合等は管理人を選任しないことができるとし、4 項で管理人が選任されない場合は法人の代表者等を管理人とみなす旨を規定している。

要するに法の原則形態としては管理人を選任する形態を採用するも、中小企業の場合は管理人を選任しないことができる余地を設けることで、中小企業の経営者に申立に関するインセンティブを付与しているのである(なお、実務においては、ほとんどの場合、既存の経営者が管理人として選任され、第三者が選任されるのは、粉飾決算や横領などが明らかになった場合等に限定されるとのことである。詳細については吳守根「韓国新倒産法制の概要」国際商事法務 Vol36, No6 参照のこと)。

このことは、①日本の民事再生法が原則として経営陣に経営権を維持する DIP 型を採用していること(管理型は例外的措置)と法形式上は逆であり、②日本の会社更生法が原則として管理型を採用し例外的に DIP 型を採用している点と似通っている部分が存在する(なお日本の法的倒産手続における経営権の異動については、拙著「再建型倒産手続とガバナンス」<http://judiciary.asahi.com/outlook/2010070600019.html>(有料記事)及び「DIP 型会社更生事件と債権者の意向」https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/newsletter_7493.html 参照のこと)。

二つ目の特徴は、法 131 条本文により、回生担保権であっても回生手続が開始した後は、回生計画の規定によらなければ弁済を受けることができない、とされることである。

そのため韓国の弁護士によると、実務上は(回生担保権に該当しないよう)信託又は流動化の方策が広く活用されているとのことである。

このことは①日本の民事再生法では、担保権は別除権として、その権利行使が原則的に認められていること(例外的に担保権実行中止命令制度等が存在する)とは対照的であり、②日本の会社更生法が担保権の権利行使を原則として認めていないこと(なお(新)会社更生法は極めて例外的に権利行使を許容している)と似通っている。

三つ目の特徴は、回生計画案の可決要件・認可要件である。

まず債権者の可決要件は、回生債権者の議決権総額の 3 分の 2 以上の同意(法 237 条 1 号)、回生担保権者の議決権総額の 4 分の 3 以上の同意(法 237 条 2 号(a))(但し清算又は営業譲渡等を内容とする場合は 5 分の 4 以上(法 237 条 2 号(b))、が必要とされている。

他方で、回生手続には権利保護条項いわゆるクラムダウン(多数決要件が具備されなくても一定の場合、当該具備されなかった組の権利を保護する条項を設けて認可する制度)が認められている。

このことは①担保権部分に議決権を持たせない民事再生手続と異なると共に、民事再生手続における議決権額要件よりも厳しい議決権額要件を設けている点及び②クラムダウンに関する規定を設けている点で、日本の会社更生手続に近いと言える。

3. 日本法における検討課題

以上のことから明らかなように、韓国における回生手続は、日本における民事再生手続に近いものの、上記2のような幾つかの重要な点では日本における会社更生手続に近い側面が存在する。

翻って考えるに、日本においては法律上の再建手続として民事再生手続・会社更生手続の 2 つが存在するが、その利用度はかつてに比べて減少傾向にある。

例えば、比良香織・中野香織「平成 26 年における倒産事件申立ての概況」(NBL 1051 号 20 頁以下)によると、民事再生手続のうち通常再生事件の申請件数は平成 20 年には 859 件だったものが平成 24 年には 305 件、平成 26 年には 165 件に減少しているとのことである(その他の状況については、園尾隆司「法的整理と私的整理は今後どこに向かうのか」(金融法務事情 2050 号 6 頁以下)参照のこと)。

このような現状を踏まえると、①今後も日本において 2 つの手続を存続する必要があるのか(あるいは学問上指摘されることがあるように統合すべきなのか(伊藤真「破産法・民事再生法」(第 3 版)26 頁以下参照のこと)、②仮に存続するのであれば、その 2 つの手続を活発化するにあたっては、どのような点に留意すべきか(手続の短縮、情報開示の促進、債権者の関与方法の拡充等)を再考するべき時が来ているようにも思える。



しばはら まさひろ
柴原 多

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

m.shibahara@jurists.co.jp

1996年、慶應義塾大学法学部卒業。司法修習を経て99年に弁護士登録(東京弁護士会)。M&A案件、訴訟案件、事業再生案件等を担当。



かとう たかひろ
加藤 貴裕

西村あさひ法律事務所 弁護士

ta.kato@jurists.co.jp

2009年、東京大学法科大学院卒業。司法修習を経て2010年に弁護士登録(第二東京弁護士会)。事業再生案件、訴訟案件、一般企業法務等を担当。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2017